

令和元年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年6月7日（金曜日） 午前 9時30分開議

追加日程第 1 議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算

（いきいきふるさと常任委員会委員長報告）

- 第 1 議案第41号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第 2 議案第42号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第 3 議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 4 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 5 議案第38号 北海道市町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 6 議案第39号 物品売買契約の締結について
- 第 7 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（7名）

1番 高橋憲一君	2番 長谷川克弘君
3番 西浦岩雄君	4番 宮崎泰宗君
5番 東海林繁幸君	6番 星川三喜男君
8番 村山義明君	

○欠席議員（1名）

7番 細谷久雄君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林生吉君
副町長	遠藤義一君
教育長	田邊彰宏君
総務課長	小林嘉仁君
総務課参事	野露みゆき君
総務課参事	笹原等君
総務課参事	野田繁実君
総務課主幹	市本功一君
総務課主幹	庵日鶴君
総務課主幹	石川章人君

産業課長	平中敏志君
産業課参事	永田剛君
産業課参事	渡邊誠人君
産業課主幹	西川明文君
産業課主幹	北村哲也君
建設課長	土屋順一君
建設課主幹	千葉靖宏君
保健福祉課長	吉田智一君
保健福祉課参事	黒瀧仁司君
保健福祉課主幹	相馬正志君
教育次長	工藤正勝君
教育委員会主幹	小林美幸君
国保病院事務長	長尾享君
会計管理者	藤田徹君
認定こども園園長	相座豊君
自動車学校長	山田和志君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 本日は細谷議員から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

○議長（村山義明君） 常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前11時22分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第40号についていきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第40号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算、いきいきふるさと常任委員会委員長報告を議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○いきいきふるさと常任委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうから報告させていただきます。

令和元年6月7日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、宮崎泰宗。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算、審査の結果、原案可決。

審査意見、1、平成31年度中頓別町一般会計補正予算、各事業にかかる委託について、より町の考え方や町民の意思を反映し、また職務の領域を拡大することにより委託料などの削減を望む。

以上です。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 平成31年度中頓別町一般会計補正予算は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第41号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第41号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、山田自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 山田自動車学校長。

○自動車学校長（山田和志君） 議案第41号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算。

平成31年度中頓別町の自動車学校事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ363万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4,252万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に363万4,000円を追加し、4,252万2,000円とするものです。内容は、18節備品購入費で、平成7年に購入した元教習車を公用車、送迎車として使用してきましたが、24年を経過し、走行距離も約40万キロに達しており、故障も多く、教習生の送迎に支障を来していることから、今回冬期間における繁忙期にも対応できるようワゴン車タイプの送迎車両を新たに購入するものです。

6ページをお開きください。歳出合計、既定額に363万4,000円を追加し、4,252万2,000円とするものです。

続いて歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目自動車学校使用料で、既定額に363万4,000円を追加し、2,687万3,000円とするもので、普通車教習生授業料増額によるものです。

4ページ、5ページをお開きください。歳入合計、既定額に363万4,000円を追加し、4,252万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 平成31年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第42号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第42号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、長尾事務長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君）　長尾国保病院事務長。

○国保病院事務長（長尾　享君）　それでは、議案第42号　平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開きください。総則、第1条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に70万円を追加し、5億4,019万9,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に70万円を追加し、5億4,019万9,000円とするものであります。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ここでは、資本的収入にて補助金、負担金交付金、企業債の予算組みかえを行うものであります。資本的収入全体としての増減はございません。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額939万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填する。

2ページをお開きください。企業債、第4条、企業債として起こすことができる企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり変更する。起債の目的、病院事業で限度額を変更前2,710万円から変更後2,730万円とするもので、起債の方法、利率に変動はございません。変更となりました事業は、医療機械購入事業で、限度額を変更前240万円から変更後260万円とするものであります。

他会計からの補助金、第5条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきまして、既決予定額に30万円を追加し、2億4,628万2,000円とするものです。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出のご説明をいたします。6ページをお開きください。1款病院事業費用、4項特別損失、1目固定資産除去損は、既決予定額に70万円を追加し、200万円とするもので、固定資産除去損にて旧管理人住宅解体除去費用の追加であります。追加の理由としましては、工事の着手に際しまして地ぐいがあることが判明したことによるその撤去費用と、軒天のアスベスト含有建材撤去費用及び仮設材が設計及び予算に含まれていないことが判明し、さらにその処分費用も数量の増加が見込まれることから、今後設計変更にて工事費用を増額する必要が生じたことに伴う追加計上であります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。5ページをお開きください。1款病院事業収益、1項医業収益、2目外来収益は、既決予定額に70万円を追加し、1億4,782万円とするもので、病院事業収益総額5億4,019万9,000円として、収入、支出のバランスをとっております。

続きまして、資本的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開きください。1款

資本的収入、1項補助金、1目国庫補助金は、既決予定額より50万円を減額し、220万円とするもので、国民健康保険直営診療施設整備補助金の申請額精査による減額であります。

2項負担金交付金、1目一般会計負担金は、既決予定額に30万円を追加し、3,492万3,000円とするもので、一般会計負担金の過疎債分を起債し、額の精査による追加計上であります。

3項企業債、1目病院事業債は、既決予定額に20万円を追加し、2,730万円とするもので、内容につきましては第4条で説明させていただきましたので、省略いたします。

資本的収入につきましては、予算組みかえを行うものであります。予算総額6,442万3,000円には変更ございません。

予定貸借対照表につきましては3ページ、キャッシュフロー計算書につきましては4ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単でありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 平成31年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（村山義明君） 日程第3、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案22ページをお開き願います。議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

それでは、提出理由をご説明申し上げます。議案25ページをお開き願います。提案理由、加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約別表第1及び別表第2の変更について協議するため、本案を提出するものです。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案24ページをごらんください。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行することとしております。別表1では、空知総合振興局内から北空知葬斎組合を削除し、33団体を32団体に、日高振興局内では日高地区交通災害共済組合を削除し、16団体から15団体に、十勝総合振興局では池北三町行政事務組合を削除し、24団体から23団体としております。別表第2の9におきましても、今ご説明申し上げた3団体を削除するものです。

以上、簡単ですが、説明いたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 北海道市町村総合事務組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（村山義明君） 日程第4、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、同じく小林総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案26ページをお開き願います。議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案29ページをお開き願います。提案理由、平成31年3月31日をもって北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散し、北海道市町村職員退職手当組合から脱退したことに伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため本案を提出するものでございます。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案28ページをごらんください。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしてございます。別表の第2号、一部事務組合及び広域連合の中の空知管内から北空知葬斎組合を削除、日高管内では日高地区交通災害共済組合を削除、十勝管内では池北三町行政事務組合を削除してございます。

以上、簡単ですが、説明いたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、同じく小林総務課長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 小林総務課長。

○総務課長（小林嘉仁君） 議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてをご説明申し上げます。

議案30ページをお開き願います。議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を別紙のとおり変更する。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案33ページをお開き願います。提案理由、加入団体の脱退に伴い、規約別表第1の変更について協議するため、本案を提出するものです。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案32ページをごらんください。附則では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行することとしてございます。別表第1の団体のうち池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合、北空知葬斎組合の4団体を削除してございます。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第39号 物品売買契約の締結の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 物品売買契約の締結について、平中産業課長から説明をさせていただきます。

○議長（村山義明君） 平中産業課長。

○産業課長（平中敏志君） それでは、議案第39号 物品売買契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の34ページをごらんください。令和元年5月13日の随意契約による物品購入事業について、下記のとおり物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和元年6月6日提出、中頓別町長。

1、契約の目的、観光滞在施設購入事業。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、1,716万1,200円。4、契約の相手方、千歳市泉沢1007番地168、株式会社アーキビジョン21代表取締役、丹野正則。

この件につきましては、昨日条例改正をさせていただきましたが、山村交流施設内に置くトレーラーハウスの部分の契約のことでございます。

事前に配付させていただきました議案第39号説明資料をごらんいただきたいと思います。事業の趣旨といたしましては、中頓別町滞在拠点施設整備事業に基づき、本町の魅力である豊かな自然環境を活用した体験メニューの充実を図る滞在拠点として高機能なトレーラーハウスを整備し、新たな滞在プランの提供に取り組むことで移住体験希望者や交流人口の増加に向けた事業を推進するものでございます。

随意契約とした理由といたしましては、今回選定させていただきましたアーキビジョン21のトレーラーハウスは、外断熱工法により高気密、高断熱、高精度の建築工法として特許を取得しており、専用の金具で補強したユニット工法により、他社のものと比較して耐久性にすぐれ、従来の工法の4から10倍の耐震性を誇るもので、100年以上長もちする家を提供するトレーラーハウスマーカーでございます。組み立て、分解、移動が可能な建築物として、災害などの緊急時には仮設住宅としても利用することが可能なものであり、また安心な住まいを提供すべく瑕疵担保責任については、他社が1年から3年程度であるのに比べ、10年間の責任を担うものとなってございます。

また、アーキビジョン21のトレーラーハウスは、道内で取り扱っている業者は全て当該事業者の製品を扱っているもので、本体を製造するのはアーキビジョン21のみであり、競争入札にそぐわないものでございます。本製品は、工場製作によるユニット製造のため、製作スケジュール管理も効率的で、コストダウンと大幅な工期短縮と省力化を図れるもので、当該事業者と随意契約することが価格的に有利であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、その性質、または目的が競争入札に適さないものをするときを準用するものでございます。

事業の内容といたしましては、本体がスマートモデューロ本体ユニットというもので、1棟の規格が1.2メートル掛ける2.4メートルで、延べ床面積は28.8平米、このものを2棟購入することといたします。設置場所はピンネシリのオートキャンプ場内で、設備としましては裏面の平面図を参照していただきたいところですが、両端に寝室が2カ所と中央にダイニングキッチン、トイレ、シャワー室、洗面室、ダイニングテーブルを配置し、エアコン、ガス給湯器を備えるもので、左右の寝室はロールパーティションで仕切られ、プライバシーを確保できるものとなってございます。これらの滞在施設の活用内容といたしましては、7月中旬から始まる中華大学のインターンシップ事業での学生の宿泊施設として活用し、以降は新たな滞在プランを提供する施設として、自然環境を生かした体験プログラムの提供や田舎暮らしの体験施設としての活用を進め、移住、定住へつながるような中頓別町の滞在プランの提供を図っていきたいと考えてございます。

以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 物品売買契約の締結は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（村山義明君） 日程第7、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（村山義明君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（村山義明君） 星川さん。

○6番（星川三喜男君） 1点だけ町にお願いしたいことがあります。というのは、ここ何年か入札があつても、実際に私たち議員がどこでどのような工事をやって、どこがやっているかすら知らないというのが実態だと思います。そこで、新聞等々にはよく入札のことは書いてあるのですけれども、現に私たち議員は、どこで本当にどの業者が入札を落として工事をやっているかも全く知らないというのが現状です。そうであるのであれば、今後入札経過もあわせて書面なりなんなりでやっぱり議員に教えてもらいたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

◎閉会の宣告

○議長（村山義明君） それでは、本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

(午前11時53分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員